

公益財団法人東京都福祉保健財団

令和2年度臨時評議員会 議事録

- 1 日 時 令和2年11月16日（月曜日）17時59分～19時03分
- 2 会 場 公益財団法人東京都福祉保健財団 職員会議室1・2
- 3 現在の評議員数 13名（定足数9名）  
※ 本評議員会の定足数は、議題に「定款の変更」等が含まれるため、定款第20条第2項の規定により評議員の3分の2以上となる。
- 4 出席評議員 和気 康太（※）、平川 博之（※）、山元 恵子（※）、  
小島 操（※）、横山 宏、本橋 ひろたか（※）、清水 孝治、  
大松 あきら、野澤 薫（※）、奈良部 瑞枝  
（※）オンライン出席者
- 欠席評議員 藤井 賢一郎、繁田 雅弘、五十嵐 登
- 出席監事 雲田 孝司
- 欠席監事 久保 豊子
- 5 議決事項
- 第1号議案 城北労働・福祉センターとの合併に伴う公益目的事業の変更（追加）  
認定申請について
- 第2号議案 城北労働・福祉センターとの合併に伴う令和3年度事業計画及び予算  
について
- 第3号議案 公益財団法人東京都福祉保健財団定款の一部変更について
- 第4号議案 公益財団法人東京都福祉保健財団の役員及び評議員の報酬等及び費用  
弁償に関する規程の一部改正について

第5号議案 城北労働・福祉センターとの合併に伴う基本財産の承継について

第6号議案 城北労働・福祉センターとの合併契約書について

6 報告事項

報告事項1 新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度事業実施状況等について

報告事項2 評議員選定委員会による選定結果について

7 出席状況及び議事録への記名・押印の確認

定刻となり、片山経営部長が開会に先立って、就任の挨拶を行った。続いて、片山経営部長から新たに評議員に就任した五十嵐評議員、野澤評議員及び奈良部評議員の紹介があり、出席していた野澤評議員及び奈良部評議員が就任の挨拶を行った。続いて、片山経営部長から新たに事務局長に就任した坂田事務局長の紹介があり、坂田事務局長が就任の挨拶を行った。続いて、片山経営部長が新たに事務局に就任した尾添人材養成部長の紹介があり、尾添人材養成部長が挨拶を行った。続いて、片山経営部長から事務局オブザーバーである公益財団法人城北労働・福祉センターの稲見管理課長の紹介があり、稲見管理課長が挨拶を行った。続いて、杉村理事長が挨拶を行った。続いて、片山経営部長が配布資料の確認を行った。続いて、定款第19条に基づき出席評議員による議長の互選が行われ、横山評議員が選出された。続いて、議長が開会の宣言を行い、事務局に対して出席状況の報告を求めた。事務局より、評議員13名中10名の出席があり、出席者のうち4名が会場での出席であり、6名がオンラインでの出席であることから定款第20条第2項に規定された定足数9名を満たし本評議員会は有効に成立することを報告した。続いて、定款第21条の規程に基づき、横山評議員、山元評議員及び奈良部評議員が議事録に記名、押印することが確認され、議事の審議に入った。なお、適時、的確な意見表明が互いに行える状態となっていることも確認した。

## 8 議事の経過及び結果について

### (1) 第1号議案 「城北労働・福祉センターとの合併に伴う公益目的事業の変更（追加）認定申請について」

議長からの指示により、坂田事務局長が第1号議案「城北労働・福祉センターとの合併に伴う公益目的事業の変更（追加）認定申請」について説明を行った。

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、清水評議員から城北労働・福祉センターについて、財団との合併によらなければ、継続的、安定的なサービス提供が出来ない状況にあるのか質問があった。これに対し、議長の指名により稲見管理課長が、城北労働・福祉センターでは近年職員数が減少しており、合併により人的部分の体制の維持・強化が図れる旨及び合併による人事交流により、各種事業の発展が見込める旨説明した。これに対し、清水評議員から山谷地域の日雇い労働者が減少傾向にある中、職員の活性化に課題が出てくると思われ、合併が妥当な判断であると考えられる旨意見があった。

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第1号議案について挙手による表決を求めたところ、出席評議員全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

### (2) 第2号議案 「城北労働・福祉センターとの合併に伴う令和3年度事業計画及び予算について」

議長からの指示により、坂田事務局長が第2号議案「城北労働・福祉センターとの合併に伴う令和3年度事業計画及び予算について」について説明を行い、併せて「資金調達及び設備投資見込み」についても説明を行った。

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、清水評議員から城北労働・福祉センターの建物の所有について質問があった。これに対し、議長の指名により稲見管理課長が、建物は東京都の財産であり、東京都から賃借し、補助金により賃料を支払っている旨説明した。これに対し、清水評議員から合併後も引き続き東京都から建物を賃借できるか質問があった。これに対し、議長の指名により稲見管理課長が、引き続き賃借できるように東京都と調整している旨説明があった。

(5) 議  
の  
系  
議  
が

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第2号議案について挙手による表決を求めたところ、出席評議員全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(6) 議

(3) 第3号議案 「公益財団法人東京都福祉保健財団定款の一部変更について」

の  
議

議長からの指示により、坂田事務局長が第3号議案「公益財団法人東京都福祉保健財団定款の一部変更について」について説明を行った。

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

が

議長が第3号議案について挙手による表決を求めたところ、出席評議員全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(7) 議

(4) 第4号議案 「公益財団法人東京都福祉保健財団の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正について」

に

議長からの指示により、坂田事務局長が第4号議案「公益財団法人東京都福祉保健財団の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正」について説明を行った。

(8)

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第4号議案について挙手による表決を求めたところ、出席評議員全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

定

(5) 第5号議案 「城北労働・福祉センターとの合併に伴う基本財産の承継について」  
議長からの指示により、坂田事務局長が第5号議案「城北労働・福祉センターとの合併に伴う基本財産の承継について」について説明を行った。

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第5号議案について挙手による表決を求めたところ、出席評議員全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(6) 第6号議案 「城北労働・福祉センターとの合併契約書について」  
議長からの指示により、坂田事務局長が第6号議案「城北労働・福祉センターとの合併契約書」について説明を行った。

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、発言はなかった。

議長が第6号議案について挙手による表決を求めたところ、出席評議員全員の挙手が確認され、原案どおり承認された。

(7) 報告事項1 「新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度事業実施状況等について」

議長からの指示により、坂田事務局長が報告事項1「新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度事業実施状況等」について説明を行った。

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、発言はなく、質疑を終了した。

(8) 報告事項2 「評議員選定委員会による選定結果について」

議長からの指示により、坂田事務局長が報告事項2「評議員選定委員会による選定結果」について説明を行った。

続いて、各評議員等に対し意見を募ったところ、発言はなく、質疑を終了した。

議長は、本日予定していたすべての審議が終了したことを確認し、議事を終了した。

その後、議長が閉会を宣言して令和2年度臨時評議員会を終了した。

議事

(

議事

(

議事

(評

本評議員会の議決を証明するため、議事録署名人において署名押印する。

議事録署名人

(議長)

横山 宏



議事録署名人

(評議員)

山元 恵子



議事録署名人

(評議員)

奈良部 瑞及

